

第八回 参議院通商産業委員会會議録第八号

昭和二十五年七月二十九日(土曜日)午前十時五十八分開会

本日の會議に付した事件

○鈹業法案(内閣送付)

○採石法案(内閣送付)

○繼續審査承認要求の件

○通商及び産業一般に関する調査の件

○委員長(深川榮左門君) 只今より開会いたします。

鈹業法案を議題に供します。先ず政府の提案理由の説明をお願いします。

○政府委員(曾廣新八君) 只今議題となりました鈹業法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

鈹業法は、鈹業を規律する基本法で、現行鈹業法は明治三十八年に制定せられ、その後十数回の改正を経て今日に至つてゐるものでありますが、時代の進歩経済の発達及び関係法律の改廃によりまして、現行鈹業法は広汎な修正を必要とするに至つてゐるのであります。政府といたしましては、昭和二十一年から現行鈹業法の改正準備に着手し、昭和二十二年に当時の商工省に学術、業界その他の関係者を委員とする鈹業法令改正委員会を設けまして、鈹業法の改正についての意見を諮問し、昭和二十四年三月にその答申を得、又この目的のためにアメリカから來朝されたアメリカ鈹業法の専門家の助言を以ちまして、この法律案を立案した次第であります。

今回提案致しました鈹業法案は、鈹物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄與するといふ根本目的においては勿論、鈹業権を中心とする法律の基本的な構成におきましても、現行鈹業法と根本的な相異はないのであります。鈹物資源を一層合理的に開発し、鈹業と一般公益及び他産業との調整を図り、且つ、法律の運用を慎重にして国民の権利の保護に遺憾のないようにすることを目標として立案いたしました結果、現行鈹業法の單なる改正でなく、現行鈹業法に代る新たな鈹業法の制定を提案いたすこととなつたのであります。

この法律案が現行鈹業法と異つてゐる主要な点を申し上げますと、その第一は、鈹業法上の鈹物に石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石及び耐火粘土並びに従来鈹法の適用を受けました砂鈹を追加したことであり、石灰石以下七種の鈹物は、我が國の重要な地下資源であり、將來ますますその需要の増加が予想されますので、この際これらの鈹物を鈹業法上の鈹物とし、法律の保護監督の下にその合理的な開発を図らうとするものであります。又砂鈹は、従来鈹法の適用を受けておりましたが、砂鈹はその内容において鈹業法と殆んど同様でありまして、今後特に別の法律にする必要が認められませんが、砂鈹法を廃止して鈹業法に統合することとしたものであります。

第二は、鈹業権の存続期間等に関するものであります。現行鈹業法では、試掘権は四年、採掘権は無期限となつておりますが、この法律案におきましては、試掘権は元來鈹物の存在及び採掘の価値があるかどうかを確認する作業を行うための権利であり、その存続期間を二年とし、更に試掘を繼續する必要がある場合には一回限り二年の延長を認めることとして採掘に適する場合は速かに採掘権に移行させることとしたのであります。採掘権につきましても、一つの鈹区の開発は、一定の期間で終了するものでありますから、一応その存続期間を三十年とし、その後も採掘の価値がある場合には、存続期間を更新できることとしたのであります。又鈹業権者の鈹業実施の義務を明確にし、止むを得ない事情で鈹業を実施しない場合は、あらかじめ認可を受けさせることとしたのであります。

第三は、租鈹権に関するものであります。現行鈹業法におきましては、鈹業権者でなければ鈹業を行うことができないこととなつております。併し旧重要鈹物増産法及び旧石灰鈹業法等臨時措置法におきましては、鈹物の増産を図るため許可又は決定に基いて鈹業権に使用権を設定し、鈹業権者以外の者が鈹物を採掘することを認めたのであります。これは臨時増産の必要のために認められた制度であつて必ずしもそのまゝ基本法たる鈹業法にとり入れるべきものではないのであります。が、現実においては、鈹業権者がその鈹区の一部で他人に鈹物の收取等を行わせることが鈹物の経済的な開発利用のために適切な場合がありますので、そのような場合に限りて当事者の合意により租鈹権を設定して租鈹権者が鈹業を行うことを認めることとしたのであります。

第四は、鈹業に関する勧告又は協議に関するものであります。旧重要鈹物増産法及び旧石灰鈹業法等臨時措置法には、隣接鈹区相互間の増産、鈹業権の交換充渡、事業設備の譲渡等について広汎に國が関與する規定があつたのであります。この法律案におきましては、鈹床の完全な開発のため止むを得ない必要がある場合に通商産業局長は隣接する鈹区相互間の増産について勧告をし、当事者の申立があつたときは当事者間の協議に代る決定をすることを認め、鈹区が密集し錯ち合う地域における鈹業権の交換充渡については、通商産業局長に交換充渡についての勧告をすることだけを認めたのであります。又現行鈹業法では、通商産業局長は、理由を示して鈹業案の変更を命ずることができることとなつておりますが、この法律案では、通商産業局長は、鈹床の完全な開発のため止むを得ない必要があるときは、先ず鈹業案の変更を勧告し、勧告がきかれなかつた場合に初めて変更を命ずることとしたのであります。

第五は、土地の使用及び収用に關するものであります。現行鈹業法では、鈹業権者に他人の土地を使用する権利を認め、土地の所有者の請求があつたときに限りその土地を収用することになつておりますが、鈹業上の土地の使用には恒久的で且つ土地の形質を變更してしまふ場合が多く、この場合いつまでも使用の情態を続けることは、実情に適しないので、特定の鈹業上の目的に他人の土地を利用し、その土地の形質を變更し、而もその土地を將來永く鈹業上の目的に供さなければならぬときは、その土地を収用できることとしたのであります。尚、従來は鈹業のための土地の使用及び収用についてはすべて鈹業法に規定されておりましたが、この法律案では若干の特別の規定をする外すべて土地収用法の規定によることとしたのであります。

第六は、鈹害の賠償に関するものであります。鈹業を行う者が鈹害について、特別な賠償義務を負う場合及びその賠償を金銭又は原状回復によつて行うものとする点においては、この法律案も現行鈹業法と同様であります。従來から土地又は建物について被害の發生を予想して損害の賠償をした後にその土地又は建物が第三者に譲渡された場合の賠償の対抗力について問題があり、時として三重の賠償をする結果となるような場合がありましたので、土地又は建物に關する損害について予定された賠償額の支拂は、政令で定めるところにより登録をしたときは、その後その土地又は建物について權利を取得した者に対してもその効力を生ずることとして予定賠償の効力を明確に

するとともに、登録によつてそれを公示し、第三者が不測の損害を受けないようにしたのであります。又、損害の賠償を公正適切に行う資料とするため、通商産業局長は、地方鉱害賠償基準協議会に諮問した上で、損害の賠償の方法、範囲等に関する基準を作成して公表することができるとし、更に現実に、損害の賠償について争が生じたときは、裁判所の調停の前に、一般公益を代表し、又は各産業について知識経験のある者のうちから通商産業局長が指定する仲介員の和解の仲介を受けることができるとしたのであります。

第七は、通商産業局長の権限の行使に關するものであります。この点につきましても、通商産業局長がこの法律案に基き重要な処分を行う際には、あらかじめ関係者に對し、公開による聴聞を行うこととして、処分を公正適切にすることを圖つてゐるのであります。

第八は、土地調整委員会による鉱区禁止地域の指定及び通商産業局長等の処分に対する裁定の申請の制度に關するものであります。鉱区禁止地域の指定と申しますのは、一定の土地で、鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と對比して適當でないことを認めるときは、土地調整委員会が鉱物を指定してその土地に、鉱業権の設定を禁止する制度であります。又、裁定の申請と申しますのは、鉱業に關する出願、土地の使用又は収用に關する申請等に對する処分について、その処分が公益上又は農業、林業若しくはその他の産業に對する關係から不當であるという点で不服のある者に土地調整委員会の裁定を申請してその処分の取消又は変更を求める道を開

いた制度でありまして、共に、鉱業とそれ以外の土地の利用との調整を公正な第三者の立場で決定しようとする制度であります。

以上述べました点がこの法律案が現行鉱業法と異なる主要な点で、その他の点につきましては、大体において現行法の原則をそのまま認めてゐるのであります。

尚、この法律案の施行に伴う経過措置及び関係法律の改正につきましても、別に鉱業法施行法案を提案することにしたのであります。

以上この法律案が現行法と異なる点を明らかにしつゝこの法律案の提案の理由を御説明致しましたが、これをもつて今後の我が国の鉱物資源開発のための基本的制度とし、鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄與しようとするものであります。

何卒慎重御審議の上、可決されんことを希望いたします。

○委員長(深川榮左門君) 次に採石法案を議題に供します。政府の提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(高橋新八君) 只今議題となりました採石法案につきましても、その提案理由を御説明いたします。資源は、一國經濟の重要な基礎をなすものでありまして、而も人工的に再生産することのできないものであります。この中で、諸外国においてもその國の現状に於いてこれらの掘採取得について特別の法律を制定し、その合理的開發を圖つてゐるのであります。我が國におきましては、重要な鉱物につきましても、は、鉱業法が適用され、それらの鉱物は、土地の所有権の内容から除外さ

れ、出願に基いて設定される鉱業権によらなければ掘採できないこととする。とともに、鉱業の目的に必要な土地の使用権等を認めることによつて土地の所有者と個々に契約を結ばなくても、鉱物の掘採ができることにしてゐるのであります。然るに、岩石及び鉱業法の適用を受けたい鉱物につきましても、従來その採取に關して特別の法律の規定がなかつたため、その採取を行おうとする者は、自ら土地を所有してゐる場合の外は、土地の所有者との債權契約によるか、或は、土地を買ひ取らなければならなかつたのであります。その結果土地の所有者と契約を結ぶことができないか、或は土地の買取について承諾を得られない場合は、岩石等の採取を行うことができず、有用な資源の開発を阻害することが往々あつたのであります。

更に債權契約による場合は、土地の転売によつて採取の權利を失つたり、或は契約期間の満了に際してその更新を拒絶されたり、不当な代償の支拂を要求されたり致しまして採取を継続することができなくなる危険がありま

すので、これらの事業者は、安心して事業の設備に資本を投下して岩石等の合理的な開發を行うことができない現状にあるのであります。併し、岩石及び鉱業法の適用を受けたい鉱物のうちある種のものは、いづれも重要な地下資源であり、建築事業用、工業用等各方面に重要な用途を有するものであります。これら有効なる開發の成否は、我が國經濟の復興に影響する所極めて大なるものがあるのであります。

以上申し上げました理由に基きまして、この法律案におきましては、その採取につき特別の法律の制定を必要とするこれらの岩石及び鉱物を第二條において「岩石」とし、又これらの採取事業を「採石業」といふことと致しまして、本法の適用を受けることとし、採石業者の權利の安定を期し、岩石資源の有効な開發を圖つてゐるのであります。

然らば、この法律案においては、如何なる方法によつて採石業者の權利の安定を圖つてゐるか申しますと、鉱業法においてその適用を受ける鉱物につきましても、それらの鉱物は土地の所有権の範囲外のものとされてゐるのであります。この法律案にいう岩石につきましても、明治以來の我が國の鉱業立法の沿革や、一般の社會的な觀念に従つて、土地の所有者の支配下にあるものとしてゐるのであります。併し、その掘採に關する權利を確立するため新しく「採石権」という土地に關する物權を創設したのであります。これによつて、他人の土地で岩石の採取を行おうとする者は、土地を買ひ取らなくても採石権という確実な權利によつて岩石の採取をすることができるとなるのであります。

尚、採石権は、個人間の任意の契約によつて設定されるのが原則であります。が、岩石の採取を行うことが適當な土地について、土地の所有者等が採石権の設定に同意しないときは、岩石の採取を行おうとする者は、通商産業局長に申請し、その決定によつて採石権の設定を受けることができることにしてゐるのであります。しかし、その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港灣、河川、湖沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓

地、學校、病院、圖書館等の公共用施設の敷地又は用地であるとき、建物の敷地であるときは、決定の申請は、できないこととし、又その土地を農業、林業その他の産業のために使用する方が、岩石の採取のために使用するよりも有益の場合又は岩石の採取が公益を害する場合又は、採石権を設定する決定は行われないこととしてゐるのであります。その外その決定については、関係者の公開による聴聞を行うと共に土地調整委員会の承認を要することとし、且つ、決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請できることとしてゐるのであります。なお、採石権の譲受又は採石権の存続期間の更新につきましても、同様に通商産業局長の決定によりまして、採石権の譲受又はその存続期間の更新をすることができるとしたのであります。

又採石業を行うためには、岩石の運搬等の目的に他人の土地をどうしても利用しなければならぬ場合がありま

すので、これらの場について、鉱業法と同様の手續によつて他人の土地を使用することができるとしてゐるのであります。但し、鉱業の場合と異つて、採石業者は、土地の所有権、採石権その他何等かの形で土地の利用権を持つてゐるのでありますから、使用の目的については、鉱業の場合に比して著しく狭く限定してゐるのであります。

尚、岩石の採取によつて、土地の陥没、土砂の流出等がおこり公益を害する場合は考へられますが、このようなときは、通商産業局長が防止のため必要な命令をなすこととする等事業に對する若干の監督的な規定をおいた

—

第二章 鉱業権

(種類)

第十一條 鉱業権は、試掘権及び探掘権とする。

(性質)

第十二條 鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

第十三條 鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、質約処分及び強制執行の目的となる外、権利の目的となることができない。但し、探掘権は、抵当権及び租鉱権の目的となることができる。

(鉱区及びその面積)

第十四條 鉱区の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。

2 鉱区的面積は、石炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスについては三十ヘクタール、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろくろ石、滑石及び耐火粘土については一ヘクタール、その他の鉱物については三ヘクタールを下ることができない。但し、砂鉄については、この限りでない。

3 鉱区的面積は、三百五十ヘクタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。

(鉱区に関する制限)

第十五條 土地調整委員会において、鉱物を掘探することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないことを認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域(以下「鉱区禁止地域」という)は、その鉱物については、鉱区とすることができない。

第十六條 同一の地域においては、二以上の鉱業権を設定することができない。但し、異種の鉱床中に存する鉱物を目的とする場合及び第四十六條の場合には、この限りでない。

2 前項但書の場合においては、鉱業権者は、互にその権利を制限される。

(鉱業権者の資格)

第十七條 日本国民又は日本国法人でなければ、鉱業権者となることできない。但し、條約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(存続期間及びその延長)

第十八條 試掘権の存続期間は、登録の日から二年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、試掘権者の申請により、一回に限り延長することができ。

3 前項の規定により延長する期間は、二年とする。

4 第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内になければならない。

5 通商産業局長は、第二項の申請があつた場合において、試掘権者が誠実に探鉱をした事実が明らかであり、且つ、鉱床の状態を確認するため更に探鉱を継続する必要があると認めるときでなければ、延長の許可をしてはならない。

第十九條 探掘権の存続期間は、登録の日から三十年を経過する日の

属する年の終までとする。

2 前項の期間は、その満了に際し、探掘権者の申請により延長することができ。

3 前項の規定により延長する期間は、三十年とする。

4 第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前六箇月以上一年以内になければならない。

5 通商産業局長は、第二項の申請があつた場合において、当該鉱区における鉱物の探掘が経済的に価値がないと認めるとき、又は保険衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、延長の許可をしてはならない。

第二十條 第十八條第二項又は前條第二項の申請があつたときは、鉱業権の存続期間の満了の後でも、その申請が拒否されるまで、又は延長の登録があるまでは、その鉱業権は、存続するものとみなす。

(設定の出願)

第二十一條 鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業局長に出願して、その許可を受けなければならぬ。

2 前項の規定による出願をしようとする者は、省令で定める手続に従い、引受時刻証明の取扱とした第一種郵便物により、左に掲げる事項を記載した願書に区域図を添えて、通商産業局長に提出しなければならぬ。

一 出願の区域の所在地

二 出願の区域の面積

三 目的とする鉱物の名称

四 氏名又は名称及び住所

3 同一の地域において二種以上の鉱物を掘探しようとするときは、各種の鉱物ごとに第一項の規定による出願をしなければならない。但し、同種の鉱床中に存する二種以上の鉱物を掘探しようとするときは、この限りでない。

(鉱床説明書)

第二十二條 探掘権の設定を受けようとする者は、前條第一項の規定による出願と同時に、出願の区域について目的とする鉱物の鉱床の位置、走向、傾斜、厚さその他鉱床の状態を記述した鉱床説明書を提出しなければならない。

2 前項の鉱床説明書には、同項の事項の外、予想される鉱害の範囲及び態様について記述しなければならない。

(共同鉱業出願人)

第二十三條 二人以上共同して鉱業権の設定の出願をした者(以下「共同鉱業出願人」という)は、省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。

3 前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して共同鉱業出願人を代表する。

5 共同鉱業出願人は、組合契約をしたものとみなす。

(都道府県知事との協議)

第二十四條 通商産業局長は、鉱業

権の設定の出願があつたときは、関係都道府県知事(国の所有する土地については、当該行政機関)に協議しなければならない。

(土地の所有者の意見書)

第二十五條 石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉄等地表に近い部分に存する鉱物について探掘権の設定の出願があり、その鉱物の掘探により土地の利用を妨害すると認めるときは、通商産業局長は、探掘権の設定の出願をした土地の区域(以下「探掘出願地」という)に係る土地(国の所有するものを除く)の所有者に出願があつた旨を通知し、相当の期限を附して意見書を提出する機会を與えなければならない。

2 通商産業局長は、前項の出願をした者に対し、相当の期限を附して探掘出願地に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所を記載した書面の提出を命ずることができる。

(設備設計書)

第二十六條 通商産業局長は、鉱害を防止する方法を調査するため必要があると認めるときは、鉱業出願人に対し、相当の期限を附して事業の設備に関する設計書の提出を命ずることができる。

(優先権)

第二十七條 鉱業権の設定の出願をした土地の区域(以下「鉱業出願地」という)が重複するときは、その重複する部分については、願書の送達の日時が先である者が鉱業権の設定について優先権を有する。

2 試掘権の設定の出願をした土地

の区域（以下「**試掘出願地**」）といふ）と探掘出願地とが重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、その重複する部分については、探掘権の設定の出願をした者（以下「**探掘出願人**」）という者が優先権を有する。

3 試掘出願地が重複し、又は探掘出願地が重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、通商産業局長は、公正な方法でくじを行い、優先権者を定める。

（探掘出願の日時）

第二十八條 試掘権の設定の出願をした者（以下「**試掘出願人**」）という者がその試掘出願地と重複したその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的として探掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、試掘権の設定の出願をしなかつたものとみなし、試掘権の設定の願書の発送の日時の探掘権の設定の出願をしたものとみなす。但し、前條第二項の場合においてはこの限りでない。

2 前項本文の規定は、探掘出願人がその探掘出願地と重複してその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的として試掘権の設定の出願をした場合に準用する。但し、試掘権者がその鉱区と重複して探掘権の設定の出願をし、その試掘権の消滅後更に試掘権の設定の出願をしたときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、第三十七條第三項、第三十八條第一項又は第三

十九條第一項の規定による命令を受けた場合における期限経過後の出願には、適用しない。

（不許可）

第二十九條 通商産業局長は、試掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十條 通商産業局長は、探掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区又は自己の探掘鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十一條 通商産業局長は、探掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分がなお試掘を要すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十二條 通商産業局長は、試掘権がその存続期間の満了前に消滅し、又は試掘鉱区の減少があつた場合において、その消滅又は試掘鉱区の減少の日から六十日以内（試掘権の残存すべき期間又は残存する期間が六十日に満たないときは、その期間内）に、その試掘権の目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘権の設定の出願があつたときは、その消滅した試掘権の鉱区

に該当する部分又は試掘鉱区の減少した部分に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十三條 通商産業局長は、第十五條の規定による禁止が解除された場合において、その解除の日から三十日以内に禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その禁止が解除された地域に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十四條 通商産業局長は、鉱業出願地がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、当該鉱業出願地における鉱物の探掘が他人の鉱業の実施を著しく妨害すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十五條 通商産業局長は、鉱業出願地における鉱物の探掘が経済的に価値がないと認めるとき、又は保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十六條 鉱業出願人は、鉱業出願地の増減の出願をすることができ、

2 第二十一條、第二十二條及び第二十四條から前條までの規定は、前項の出願に準用する。

（探掘出願地の増減命令）

第三十七條 通商産業局長は、探掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、探掘出願地の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができなると認めるときは、探掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、探掘出願地の増減の出願を命ずることができ、

2 前項の規定による命令に基づいてその命令書の到達の日から三十日以内にした探掘出願地の増減の出願は、探掘権の設定の願書の発送の日時にしたものとみなす。但し、既に他人の鉱区となつてゐる部分又は他人の鉱業権の設定の出願が許可されてゐる部分については、この限りでない。

3 通商産業局長は、探掘出願人が第一項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に探掘出願地の増減の出願をしないときは、探掘権の設定の出願を許可してはならない。

（転讓命令）

第三十八條 通商産業局長は、試掘出願地における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘出願地が探掘権の設定に適すると認めるときは、探掘権の設定の出願を命ずることができ、

の出願をしないときは、試掘権の設定の出願を許可してはならない。

第三十九條 通商産業局長は、探掘出願地における鉱物の存在が明らかでなく、あらかじめ試掘を要すると認めるときは、試掘権の設定の出願を命ずることができ、

2 通商産業局長は、探掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に試掘権の設定の出願をしないときは、探掘権の設定の出願を許可してはならない。

（命令の手續）

第四十條 通商産業局長は、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は前條第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該鉱業出願人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当該鉱業出願人に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、鉱業出願人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（鉱業出願人の地位の承継）

第四十一條 鉱業出願人の地位は、相続その他の一般承継の場合でなければ、承継することができない。

第四十二條 相続その他の一般承継

により鉱業出願人の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならぬ。

(許可の失効)

第四十三條 鉱業出願人が鉱業権の設定の出願の許可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、登録税を納付しないときは、許可は、その効力を失う。

(共同鉱業権者)

第四十四條 鉱業権を共有する者(以下「共同鉱業権者」という。)は、省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業局長に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。

3 前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して共同鉱業権者を代表する。

5 共同鉱業権者は、組合契約をしたものとみなす。

(鉱区の増減)

第四十五條 鉱業権者は、鉱区の増減の出願をすることができる。

2 探掘権者は、抵当権が設定されている探掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾を得なければ、鉱区の減少の出願をすることができない。

3 第二十一條、第二十二條、第二十四條から第三十五條まで及び第四十三條の規定は、第一項の出願

に準用する。

(掘進増区)

第四十六條 探掘鉱区がその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、鉱床の位置形状により隣接鉱区に掘進しなければその鉱床の完全な開発ができないときは、その隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾を得て、鉱床を定めて、鉱区の増加の出願をすることができる。この場合において、鉱業権者及び抵当権者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2 前項の出願については、前條第三項の規定にかかわらず、第二十二條第二項及び第二十四條から第三十五條までの規定は、準用しない。

第四十七條 探掘権者は、前條第一項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

2 通商産業局長は、前項の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事案につ

いて、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

5 通商産業局長は、第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

6 前項の決定があつたときは、隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾があつたものとみなす。

(鉱区の増減命令)

第四十八條 通商産業局長は、探掘鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、その鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区の増減の出願を命ずることができる。

2 第三十七條第二項及び第四十條の規定は、前項の場合に準用する。

(探掘出願命令)

第四十九條 通商産業局長は、試掘鉱区における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘鉱区が探掘権の設定に適すると認めるときは、探掘権の設定の出願を命ずることができる。

2 第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

(鉱区の分割及び合併)

第五十條 探掘権者は、鉱区の分割又は同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区の合併の出願をすることができる。

2 探掘権者は、鉱区を分割してこれを同種の鉱床中に存する鉱物の他の鉱区に合併し、又は同種の鉱床中に存する鉱物の二以上の鉱区

の各一部を分割しこれを合併して一の鉱区とする出願をすることができる。

3 探掘権者は、抵当権が設定されている探掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾及び抵当権の順位に関する協定を経なければ、前二項の出願をすることができない。

4 第二十一條及び第四十三條の規定は、第一項又は第二項の出願に準用する。

第五十一條 前條第一項又は第二項の出願に基づく合併があつたときは、合併による鉱区の探掘権は、従前の探掘権の残存期間のうち、短いものの満了するまで存続する。

(取消等の処分)

第五十二條 通商産業局長は、錯誤により、鉱業権の設定又は鉱区の増減若しくは分割若しくは合併の出願を許可したときは、その錯誤を訂正するため、鉱業権の取消又は変更の処分をしなければならない。

第五十三條 通商産業局長は、鉱物の探掘が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったと認めるときは、鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない。

第五十四條 通商産業局長は、鉱物の探掘が他人の鉱業を著しく妨害するに至つた場合において、他にその妨害を排除する方法がないと

認めるときは、鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

第五十五條 通商産業局長は、鉱業権者が左の各号の一に該当するときは、鉱業権を取り消すことができる。

一 第六十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同條第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

二 施業案によらないで鉱業を行つたとき。

三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘探計画によらないで鉱物を探掘したとき。

四 第四十八條第一項又は第四十九條第一項の規定による命令に従わないとき。

五 第二百二十條の規定による命令に従わないとき。

六 鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わないとき。

第五十六條 第四十條の規定は、第五十三條、第五十四條又は前條第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消に準用する。

(探掘権の取消と抵当権)

第五十七條 通商産業局長は、探掘権の取消による消滅の登録をしたときは、直ちにその旨を抵当権者に通知しなければならない。

2 抵当権者は、前項の規定による通知の到達の日から三十日以内

に、探掘権の競売の申立をするこ
とができる。但し、第五十二條か
ら第五十四條までの規定による探
掘権の取消の場合は、この限りで
ない。

3 探掘権は、前項の期間内又は競
売の手続が完了する日までは、競
売の目的の範囲内で、なお存続す
るものとみなす。

4 競売を許す決定が確定したとき
は、探掘権の取消は、その効力を
生じなかつたものとみなす。

5 競売による売得金は、競売の費
用及び抵当権者に対する債務の弁
済に充て、その残余は、国庫に帰
属する。

(探掘権の放棄と抵当権)

第五十八條 前條の規定は、通商産
業局長が探掘権の放棄による消滅
の登録をした場合に準用する。

(登録)

第五十九條 左に掲げる事項は、飲
業原簿に登録する。

一 飲業権の設定、変更、存続期
間の延長、移転、消滅及び処分
の制限

二 共同飲業権者の脱退

三 探掘権を目的とする抵当権の
設定、変更、移転、消滅及び処
分の制限

2 前項の規定による登録は、登記
に代るものとする。

3 登録に関する規程は、政令で定
める。

(登録の効力)

第六十條 前條第一項に掲げる事項
は、相続その他の一般承継、死亡
による共同飲業権者の脱退、混同
若しくは担保する債権の消滅によ

る抵当権の消滅又は存続期間の満
了による飲業権の消滅の場合を除
き、登録しなければ、その効力を
生じない。

(表示の変更)

第六十一條 通商産業局長は、飲区
の所在地の名称若しくは地目、境
界又は面積についての飲区図の記
載が事実と相違することを発見し
たときは、その飲区図を更正し、
当該飲業権につき変更の登録をし
た後、その旨を飲業権者に通知し
なければならない。

(事業着手の義務)

第六十二條 飲業権者は、飲業権の
設定又は移転の登録があつた日か
ら六箇月以内に、事業に着手しな
ければならない。

2 飲業権者は、やむを得ない事由
により前項の期間内に事業に着手
することができないときは、期間
を定め、事由を具して、通商産業
局長の認可を受けなければならない。

3 飲業権者は、引き続き一年以上
その事業を休止しようとするとき
は、期間を定め、事由を具して、
通商産業局長の認可を受けなけれ
ばならない。

4 飲業権者は、前項の認可を受け
て休止した事業を開始したとき
は、遅滞なく、その旨を通商産業
局長に届け出なければならない。

(施業案)

第六十三條 試掘権者は、事業に着
手する前に、省令で定める手続に
従い、施業案を定め、これを通商
産業局長に届け出なければならない
い。これを変更したときも、同様

とする。

2 探掘権者は、事業に着手する前
に、省令で定める手続に従い、施
業案を定め、通商産業局長の認可
を受けなければならない。これを
変更するときも、同様とする。

3 通商産業局長は、前項の認可を
するに、あらかじめ飲山保安監
督部長に協議しなければならない
い。

4 飲業権者は、第一項の規定によ
り届出をし、又は第二項の規定に
より認可を得た施業案によらなけ
れば、飲業を行つてはならない。

(掘探の制限)

第六十四條 飲業権者は、鉄道、軌
道、道路、水道、運河、港灣、河
川、湖、沼、池、橋、堤防、ダ
ム、かんがい排水施設、公園、基
地、学校、病院、図書館及びその他
の公共の用に供する施設並びに建
物の地表地下とも五十メートル以
内の場所において飲物を掘探する
には、他の法令の規定によつて許
可又は認可を受けた場合を除き、
管理庁又は管理人の承諾を得なけ
ればならない。但し、当該管理庁
又は管理人は、正当な事由がなけ
れば、その承諾を拒むことができ
ない。

(重複飲区における飲業)

第六十五條 第四十六條第一項の規
定により隣接飲区に重複して飲区
の増加の出願をし、その登録を得
た探掘権者は、その重複する部分
においては、同項の承諾を得て定
めた飲床以外の飲床に掘進するこ
とができない。但し、隣接飲区の
飲業権が消滅した後は、この限り

でない。

第六十六條 異種の飲床中に存する
飲物の飲区が重複するときは、そ
の重複する部分については飲業権の
設定又は飲区の増加による変更の
登録を得た日が後である者は、そ
の先である者の承諾を得なければ
その部分において飲物を掘探して
はならない。但し、飲業権の設定
又は飲区の増加による変更の登録
を得た日が先である者は、正当な
事由がなければ、その承諾を拒む
ことができる。

2 異種の飲床中に存する飲物の飲
区が重複する場合において、その
重複する部分については飲業権の設
定又は飲区の増加による変更の登
録を得た日が同日であるときは、
飲業権者は、他の飲業権者と協調
し、その協議のととのつたところ
によりなければならない。その部分にお
いて飲物を掘探してはならない。

3 試掘権者が試掘権の存続期間中
に、同種の飲床中に存する飲物に
ついて試掘飲区に重複して探掘権
の設定の出願をし、その許可を受
けたときは、前二項の規定の適用
については、その重複する部分に
限り、試掘権の設定又は試掘飲区
の増加による変更の登録があつた
日に探掘権の設定又は探掘飲区
の増加による変更の登録があつたも
のとみなす。

4 第一項の承諾を得ることができ
ないとき、又は第二項の規定によ
る協議をすることができず、若し
くは協議がととのわないうときは、
飲業権者は、通商産業局長の決定
を申請することができる。

5 第四十七條第二項から第六項ま
での規定は、前項の決定に準用す
る。

(飲種名目の変更)

第六十七條 飲業権者は、その飲区
において、登録を受けた飲物と同
種の飲床中に存する他の飲物を掘
探しようとするときは、説明書を
添えて通商産業局長に届け出て、
その飲物の存在の確認を受けなけ
ればならない。

(飲業事務所)

第六十八條 飲業権者は、事業に着
手したときは、遅滞なく、飲区の
所在地又はその附近に飲業事務所
を定め、その所在地及び着手の年
月日を通商産業局長に届け出な
ければならない。

(試掘工程表)

第六十九條 試掘権者は、省令で定
める手続に従い、試掘工程表を作
成し、飲業事務所に備えて置かな
ければならない。

(坑内実測図及び飲業簿)

第七十條 探掘権者は、省令で定め
る手続に従い、坑内実測図及び飲
業簿を作成し、飲業事務所に備え
て置かなければならない。

第三章 租飲権

(性質)

第七十一條 租飲権は、物権とみな
し、この法律に別段の定めがある場
合を除く外、不動産に関する規定
を準用する。

第七十二條 租飲権は、相続その他
の一般承継の目的となる外、権利
の目的となることができない。

(租飲区)

第七十三條 租飲権の区域(以下「租

鉱区という。の境界は、直線に定め、地表の境界線の直下を限とする。

(設定)

第七十四條 租鉱権は、特定の鉱床を目的として設定することができる。

第七十五條 同一の鉱区中同一の区域においては、二以上の租鉱権を設定することができない。但し、前條の場合には、この限りでない。

(存続期間及びその延長)

第七十六條 租鉱権の存続期間は、登録の日から五年以内とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。

4 租鉱権者及び探掘権者は、第二項の規定により存続期間を延長しようとするときは、省令で定める手続に従い、契約書を添えて通商産業局長に申請し、その認可を受けなければならない。

(設定の申請)

第七十七條 租鉱権を設定しようとするときは、租鉱権者とならうとする者及び探掘権者は、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項を記載した申請書に区域図、租鉱権の設定を必要とする理由を記載した書面及びその設定に関する契約書を添えて、通商産業局長に提出し、その認可を受けなければならない。

一 申請の区域の所在地
二 申請の区域の面積
三 目的とする鉱物の名称

四 探掘権の登録番号

五 鉱床を特定したときは、その鉱床

六 存続期間

七 租鉱料を支拂うべきときは、租鉱料並びにその支拂の時期及び方法

八 氏名又は名称及び住所

2 特定の鉱床を目的として租鉱権を設定しようとするときは、前項の書類の外、申請書に鉱床図及びその説明書を添えなければならない。

3 通商産業局長は、残鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があると認めるときでなければ、第一項の規定による申請を認可してはならない。

4 租鉱権者とならうとする者が租鉱権の設定の認可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、登録税を納付しないときは、認可は、その効力を失う。

(租鉱区を増減)

第七十八條 租鉱権者及び探掘権者は、租鉱区を増減することができる。

2 前條の規定は、租鉱区を増減に準用する。

(行為の効力の承継)

第七十九條 租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定により探掘権者がした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しては、その効力を有する。

2 租鉱権の消滅又は租鉱区の減少

があつたときは、この法律の規定により租鉱権者がした手続その他の行為は、探掘権の範囲内において、探掘権者に対しては、その効力を有する。但し、探掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合には、この限りでない。

(探掘権の変更と租鉱権)

第八十條 探掘権者は、租鉱区について鉱区の減少又は分割の申請をしようとするときは、あらかじめ租鉱権者の承諾を得なければならない。探掘権の上に租鉱権が存する場合において、探掘権を放棄しようとするときも、同様とする。

(消滅の請求)

第八十一條 探掘権者は、租鉱権者が租鉱料を支拂うべき場合において、その支拂を遅滞したときは、三箇月以上の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行しないときは、租鉱権の消滅を請求することができる。

(放棄)

第八十二條 租鉱権者は、租鉱料を支拂うべきときは、六箇月前に予告し、又は期限の到来しない六箇月分の租鉱料を支拂わなければ、租鉱権を放棄することができない。但し、天災その他避けることのできない事由によつて、租鉱権を設定した目的を達することができなくなつたときは、この限りでない。

(取消)

第八十三條 通商産業局長は、租鉱権者が左の各号の一に該当するときは、租鉱権を取り消すことができる。

きる。

一 第八十六條の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き続き六箇月以上休業したとき。

二 施業案によらないで鉱業を行ったとき。

三 鉱山保安法第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘探計画によらないで鉱物を探掘したとき。

四 第二百二十條の規定による命令に従わないとき。

五 鉱山保安法第二十三條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わないとき。

2 第四十條の規定は、前項第一号から第四号までの規定による租鉱権の取消に準用する。

(登録)

第八十四條 租鉱権の設定、変更、存続期間の延長、相続その他の一般承継による移転及び消滅は、鉱業原簿に登録する。

2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3 登録に関する規程は、政令で定める。

(登録の効力)

第八十五條 前條第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、探掘権の減少による租鉱権の変更又は探掘権の消滅、探掘権の減少、存続期間の満了若しくは混同による租鉱権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

(事業着手の義務)

第八十六條 租鉱権者は、租鉱権の

設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

2 租鉱権者は、引き続き六箇月上その事業を休止してはならない。

(準用)

第八十七條 第十七條、第二十條、第二十三條第一項から第四項まで、第二十六條、第四十四條第一項から第四項まで、第五十二條から第五十四條まで、第五十六條、第六十一條、第六十三條第二項から第四項まで、第六十四條、第六十八條及び第七十條の規定は、租鉱権及び租鉱権者の鉱業に準用する。

第四章 勸告及び協議

(鉱業権の交換又は譲渡)
第八十八條 通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が錯さうする地域において、鉱業権の交換又は譲渡を行わせることによつてその地域の鉱床を経済的且つ能率的に開発し、公共の利益を増進することができることを認めるときは、鉱業権の交換又は譲渡について、当該鉱業権者に勧告することができる。

(鉱区を増減)

第八十九條 通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の探掘権者が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、当該探掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するよう

に、鉦区相互の間の鉦区の増減の出願について協議すべきことを勧告することができる。

2 同種の鉦床中に存する鉦物の採掘鉦区が隣接する場合において、鉦区的位置形状が鉦床の位置形状と相違し、その鉦区的位置形状を變更しなければその鉦床の完全な開発ができないときは、採掘権者は、他の採掘権者に対し、鉦区的位置形状が鉦床の位置形状に合致するように、鉦区相互の間に鉦区の増減の出願をすることについて協議することができる。

3 前二項の規定による協議に基づく出願については、第四十五條第三項の規定にかかわらず、第二十二條及び第二十四條から第三十五條までの規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の規定による協議に基づく出願は、当事者が連名でなければならぬ。

(決定の申請)

第九十條 前條第一項又は第二項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

(聴聞)

第九十一條 通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を当該採掘権者並びに当該採掘権の抵当権者及び租鉦権者に交付するとともに、当事者の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞を

しようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べ、機会を與えなければならない。

(処分禁止)

第九十二條 第九十條の規定による決定の申請があつたときは、採掘権者は、その申請を拒否する旨の決定があるまで、第九十九條の規定によつて決定がその効力を失うまで、又は決定に基づき採掘権の變更の登録があるまでは、当該採掘権を譲渡し、又は変更することができない。

(決定)

第九十三條 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、鉦区相互の間の鉦区の増減の決定をしなければならない。

- 一 当該鉦区の所在地
- 二 当該採掘権の登録番号
- 三 採掘権の變更の内容
- 四 対価並びにその支拂の時期及び方法

(決定の方式)

第九十四條 前條の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2 通商産業局長は、前條の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(決定の効果)

第九十五條 第九十三條の決定があつたときは、当事者の間に、鉦区

相互の間の鉦区の増減について協議がととのつたものとみなす。

2 前項の規定により協議がととのつたものとみなされたときは、当事者の一方は、第八十九條第四項の規定にかかわらず、單獨で鉦区の増減の出願をすることができる。

(鉦区の増減と租鉦権)

第九十六條 採掘鉦区のうち租鉦権が設定されている部分について、第九十三條の決定に基づき鉦区の減少の登録があつたときは、租鉦権は、鉦区の減少により租鉦区が減少した限度においては、鉦区の増加があつた採掘権の上にも存続するものとする。

2 通商産業局長は、鉦区相互の間の鉦区の増減について、第九十三條の決定する場合において、租鉦権が二以上の採掘権の上に存続することとなるときは、決定において租鉦権者が各採掘権者に対して支拂うべき租鉦料の割合を定めなければならない。

(対価の不服の訴)

第九十七條 第九十三條の決定のうち対価について不服のある者は、その決定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2 前項の訴においては、第九十條の規定による決定の申請をした者又は当該採掘権者を被告とする。

(対価の供託)

第九十八條 左に掲げる場合においては、対価を支拂うべき者は、その対価を供託しなければならない。

一 対価を受けるべき者がその受

領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。

二 決定のうち対価について不服の訴があつたとき。

三 当該採掘権について抵当権が存するとき。但し、抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項第三号の場合においては、抵当権者は、供託金に対しては、その権利を行うことができる。

(決定の失効)

第九十九條 対価を支拂うべき者が第九十三條の決定において定められた対価の支拂の時期までに、その対価の全部の支拂又は供託をしないときは、決定は、その効力を失う。

(施業案の變更)

第一百條 通商産業局長は、採掘権者又は租鉦権者の施業案を變更しなればその鉦区又は租鉦区の鉦床の完全な開発ができないと認めるときは、採掘権者又は租鉦権者に対し、施業案を變更すべきことを勧告することができる。

2 通商産業局長は、採掘権者又は租鉦権者が前項の規定による勧告を受けた六十日以内に施業案を變更しないときは、施業案の變更を命ずることができる。

3 第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

4 通商産業局長は、第一項の規定による勧告又は第二項の規定による命令をするには、鉦山保安監督部長に協議しなければならない。

第五章 土地の使用及び収用

(土地の立入)

第一百一條 鉦業に関する測量又は実

地調査のため必要があるときは、鉦業権の設定を受けようとする者、租鉦権者となろうとする者、鉦業出願人、鉦業権者又は租鉦権者は、通商産業局長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採することができ。

2 通商産業局長は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者並びに竹木の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を與えなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採するときは、あらかじめ土地の占有者及び竹木の所有者に通知しなければならない。

第二百二條 前條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採しようとする者は、通商産業局長の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第二百三條 第二百一一條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採した者は、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

(使用の目的)

第二百四條 鉦業権者又は租鉦権者は、鉦区若しくは租鉦区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適當であつて、他の土地をもつて代へることが著しく困難なときは、これを使用すること

ができる。

一 坑口又は坑井の開設

二 露天掘による鉱物の掘採

三 鉱物の掘採作業のため必要な機械設備の設置

四 鉱物、土石、坑木、火薬類、燃料、鉱さい又は灰じん、の置場又は捨場の設置

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、道路、運河、用排水路、池井又は電気工

作物の開設

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

(収用の目的)

第百五條 探掘権者は、鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的に供した結果、その土地の形質を變更し、これを原状に回復することが著しく困難となつた場合において、なおその土地をその目的に利用することが必要且つ適當であつて、他の土地をもつて代へることが著しく困難なときは、他人の土地を収用することができる。

一 坑口又は坑井の開設

二 土石又は鉱さいの捨場の設置

三 選鉱又は製錬用の施設の設置

四 鉄道、軌道、索道、道路又は池井の開設

(許可及び公告)

第百六條 鉱業権者又は租鉱権者は、前二條の規定により他人の土地を使用し、又は収用しようとするときは、省令で定める手続に従

い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、鉱業権者又は租鉱権者並びに土地の所有者及び土地に關して權利を有する者の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與へなければならない。

5 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一 土地を使用し、又は収用しようとする者の氏名又は名称及び住所

二 使用又は収用の目的

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在地及び区域

(土地収用法の適用)

第百七條 第百四條又は第百五條の規定による土地の使用又は収用に關しては、この法律に別段の定がある場合を除く外、土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)の規定を適用する。

2 第百四條又は第百五條の規定による土地の使用又は収用については、前條第一項又は第五項の規定

による許可又は公告があつたときは、土地収用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告があつたものとみなす。

(水の使用)

第百八條 土地の使用及び収用に關する規定は、水の使用に關する權利に準用する。

第六章 鉱害の賠償

第一節 賠償義務

(賠償義務)

第百九條 鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廢水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を與へたときは、損害の發生の時における当該鉱区の鉱業権者(当該鉱区に租鉱権が設定されているときは、その租鉱区について、当該租鉱権者)が、損害の發生の時既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の際における当該鉱区の鉱業権者(鉱業権の消滅の際に当該租鉱権に租鉱権が設定されていたときは、その租鉱区については、当該租鉱権者)が、その損害を賠償する責任を任ずる。

2 前項の場合において、損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業によつて生じたときは、各鉱業権者又は租鉱権者は、連帶して損害を賠償する義務を負う。損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業のいずれによつて生じたかを知るできないときも、同様とする。

3 第二項の場合において、損害の發生の後に鉱業権の譲渡があつたときは、損害の發生の時の鉱業権者又は租鉱権者及び損害の發生の後に租鉱権者となつた者又は租鉱権の消滅後の鉱業権者が、連帶して損害を賠償する義務を負う。

4 前三項の規定による賠償については、共同鉱業権者又は共同租鉱権者(租鉱権を共有する者をいう)の義務は、連帶とする。

(負担部分と償還請求)

第百十條 前條第二項に規定する連帶債務者相互の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。

2 前條第三項の場合において、鉱業権を譲り受けた者、損害の發生の後に租鉱権者となつた者又は租鉱権の消滅後の鉱業権者が賠償の義務を履行したときは、損害の發生の時の鉱業権者又は租鉱権者に対し、償還を請求することができる。

(賠償)

第百十一條 損害は、公正且つ適切に賠償されなければならない。

2 損害の賠償は、金銭をもつてする。但し、賠償金額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することができる。

3 賠償義務者の申立があつた場合において、裁判所が適當であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭をもつてする賠償に代えて原状の回復を命ずることが

できる。

(賠償についての基準)

第百十二條 通商産業局長は、損害の賠償に關する爭議の予防又は解決に資するため、地方鉱害賠償基準協議会に諮問して、損害賠償の範囲、方法等についての公正且つ適切な一般の基準を作成し、これを公表することができる。

2 何人も、前項の基準に拘束されるものではない。

(賠償についてのいんしやく)

第百十三條 損害の發生に關して被害者の責に歸すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるのについて、これをいんしやくすることができ

る。天災その他の不可抗力が競合したときも同様とする。

(損害賠償の予定)

第百十四條 損害賠償の額が予定された場合において、その額が著しく不當であるときは、当事者は、その増減を請求することができる。

2 土地又は建物に關する損害について予定された賠償額の支拂は、賠償の目的となる損害の原因及び内容並びに賠償の範囲及び金額について、政令で定めるところにより、登録をしたときは、その後その土地又は建物について權利を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

(消滅時効)

第百十五條 損害賠償請求権は、被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。損害の發

生の時から二十年を経過したときも、同様とする。

2 前項の期間は、進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する。

(適用除外)

第百十六條 この章の規定は、鉱業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、適用しない。

第二節 担保の供託

(供託)

第百十七條 石炭又は亜炭を目的とする鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める手続に従い、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するためその前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量に應じて、毎年一定額の金銭を供託しなければならない。

2 前項の規定により供託すべき金銭の額は、前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業局長が毎年鉱区又は租鉱区ごとに定める額とする。

3 通商産業局長は、石炭及び亜炭以外の鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者について、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該鉱区又は租鉱区において前年中に掘採した鉱物の価額の百分の一をこえない範囲内において定める額の金銭を供託すべきことを命ずることができる。

4 第一項又は前項の規定により供託すべき金銭は、その金額に相当する円貨をもってこれに代えることができる。

とができる。

第百十八條 被害者は、損害賠償請求権に關し、前條の規定により当該鉱区又は租鉱区に關する賠償を担保するため供託された金銭につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の履行に關する手続は、政令で定める。

(取戻し)

第百十九條 鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者は、左に掲げる場合においては、省令で定める手続に従い、通商産業局長の承認を受けて、供託した金銭を取り戻すことができる。

一 当該鉱区又は租鉱区に關する損害を賠償したとき。

二 鉱業権の消滅又は鉱業権の消滅若しくは租鉱区の減少による租鉱権の消滅の後十年を経過しても、損害が生じないとき。

(事業の停止)

第百二十條 通商産業局長は、供託をしなければならぬ者が供託をしないときは、その事業の停止を命ずることができる。

(権利の移轉)

第百二十一條 鉱業権者が鉱業権を譲渡したときは、供託した金銭に對する権利は、それによつて譲受人に移轉する。

2 租鉱権が消滅したときは、鉱業権の消滅又は租鉱区の減少による場合を除き、供託した金銭に對する権利は、鉱業権者に移轉する。

第三節 和解の仲介及び調停

(和解の仲介の申立)

第百二十二條 鉱害の賠償に關して争議が生じたときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長に和解の仲介の申立をすることが出来る。

(仲介員名簿の作成)

第百二十三條 通商産業局長は、毎年仲介員候補者十五人以上を委嘱し、その名簿を作成して置かなければならない。

2 前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者並びに鉱業、農業、林業又はその他の産業に關し知識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

(仲介員の指定)

第百二十四條 通商産業局長は、第百二十二條の規定による申立があつたときは、前條第一項の名簿に記載されてゐる者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2 前項の場合において、鉱害が農業、林業又はその他の産業に關するものであるときは、仲介員のうち、少くとも一人は、当該産業に關し知識経験を有するもののうちから、指定されなければならない。

(仲介員の任務)

第百二十五條 仲介員は、争議の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

(調停の申立)

第百二十六條 鉱害の賠償に關して争議が生じたときは、当事者は、損害の発生地を管轄する地方裁判所又は当事者の合意で定める地方裁判所の調停の申立をすることが出来る。

裁判所の調停の申立をすることが出来る。

第百二十七條 調停の申立は、争議の実情を明らかにしてしなければならない。

(却下)

第百二十八條 裁判所は、当事者が不当な目的のみだりに調停の申立をしたと認めるときは、その申立を却下することができる。

(移送)

第百二十九條 調停の申立を受けた裁判所が調停をするに當り適當であると認めるときは、決定をもつて事件を他の裁判所に移送することができる。管轄権のない裁判所が調停の申立を受けたときも、同様とする。

2 前項の決定に對しては、不服を申し立てることができない。

(職権調停)

第百三十條 鉱害の賠償に關する争議について訴訟が係属するとき、受訴裁判所は、職権をもつて事件を地方裁判所の調停に付することができる。

(訴訟手続の中止)

第百三十一條 調停の申立を受理した事件について訴訟が係属するとき、又は前條の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、決定をもつて調停の終了の時まで訴訟手続を中止することができる。

(和解の仲介の申立の勧告)

第百三十二條 裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第百三十一條の決定に對しては、不服を申し立てることができない。

條の規定により事件が調停に付されたときは、調停の前に、当事者に対し、第百二十二條の規定により通商産業局長に和解の仲介の申立をすべきことを勧告することができる。

(調停委員会)

第百三十三條 裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第百三十三條の規定により事件が調停に付されたときは、調停委員会を開かなければならない。但し、争議の実情にかんがみその必要がないと認めるときは、調停委員会を開かないで調停をすることが出来る。

2 当事者の申立があるときは、前項但書の規定にかかわらず、裁判所は、調停委員会を開かなければならない。

(總代の選任)

第百三十四條 当事者が多数であるときは、その全部又は一部を代表して調停に關する一切の行為を行わせるため、總代を選任することができる。

2 裁判所は、前項の總代がない場合において、必要があると認めるときは、總代の選任を命ずることができる。

(選任の証明及び解任の届出)

第百三十五條 總代の選任は、書面で証明しなければならない。

(解任)

2 總代の解任は、裁判所に届け出なければ、その効力を生じない。

第百三十六條 裁判所は、期日を定めて、当事者又は總代を呼び出さ

なければならぬ。

2 前項の規定による呼出を受けた者は、正当な事由がなければ、出頭を拒むことができない。

(調停参加)

第百三十七條 調停の結果について利害関係がある者(以下この節において「利害関係人」という。)は、裁判所の許可を受けて、調停に参加することができる。

2 裁判所は、利害関係人の参加を求めることができる。

(出頭)

第百三十八條 当事者、総代及び利害関係人は、自ら出頭しなければならぬ。但し、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2 弁護士でない者が前項の代理人となるには、裁判所の許可を受けなければならない。

3 裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

(意見の聴取)

第百三十九條 裁判所は、関係行政機関その他適当と認める者に対して、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

2 関係行政機関は、裁判所に対して意見を述べることができる。

(手続の非公開)

第百四十條 裁判所における調停手続は、公開しない。但し、裁判所は、適当と認める者の傍聴を許可することができる。

(費用の予納)

第百四十一條 裁判所は、費用を要する行為について、当事者の一方又は双方に、その費用を予納させ

ることができる。

(申立の方式)

第百四十二條 申立その他の申述は、書面又は口頭ですることができ

2 口頭で申述をするときは、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。

第百四十三條 裁判所の調停については、裁判所書記官は、調書そのを作らなければならない。

(調停前の措置)

第百四十四條 裁判所は、調停の前

に費用の負担に関する定をしなかつたときは、各当事者は、その支出した費用を自ら負担する。

(調停の効力)

第百四十六條 調停は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停委員会の構成)

第百四十七條 調停委員会は、調停主任一人及び調停委員二人以上をもつて組織する。

(調停主任)

第百四十八條 調停主任は、裁判官のうちから、毎年あらかじめ地方裁判所が指定する。

(調停委員)

第百四十九條 調停委員は、特別の知識経験を有し、公正な調停をするのに適当な者について、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者又は当事者の合意によつて選定された者のうちから、各事件につい

て調停主任が指定する。

(調停委員会の開催場所)

第百五十條 調停主任は、争議の実情にかんがみ適当であると認める場所を、調停委員会を開かなければならない。

(調停主任の指揮権)

第百五十一條 調停委員会における調停手続は、調停主任を指揮する。

(決議)

第百五十二條 調停委員会の決議は、調停委員の過半数の意見による。可否同数のときは、調停主任が決するところによる。

(評議の秘密)

第百五十三條 調停委員会の評議は、秘密とする。

(準用)

第百五十四條 第百三十四條から第百四十五條までの規定は、調停委員会における調停手続に準用する。

(証拠調)

第百五十五條 調停委員会は、当事者、総代又は利害関係人の陳述を聞き、且つ、必要があると認めるときは、証拠調をすることができる。

2 調停委員会は、調停主任に証拠調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所にこれを嘱託することができる。

3 証拠調については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)を準用する。

4 証人及び鑑定人の受ける旅費、日当及び宿泊料については、民事訴訟費用法(明治二十三年法律第

六十四号)を準用する。

(調停をしない場合)

第百五十六條 調停委員会は、第百二十八條に規定する事由があると認めるときは、調停をしないことができる。

(調停の認可)

第百五十七條 調停が成立したときは、裁判所は、調停主任の報告を聞き、調停の認可について決定をしなければならない。

2 調停認可の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3 調停不認可の決定に対しては、当事者又は総代は、民事訴訟法の規定に従い、即時抗告をすることができる。

第百五十八條 裁判所は、調停が著しく公正でないときでなければ、調停不認可の決定をすることができない。

(調停委員会の調停の効力)

第百五十九條 調停委員会を開いた場合には、調停は、認可の決定があつたときに限り、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(手数料)

第百六十條 調停の申立をするには、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手料の額は、調停を求め事項の価額千円につき二十円をこえない範囲内において政令で定める額とする。

(記録の閲覧等)

第百六十一條 当事者又は利害関係人は、政令で定める手数料を納付して、記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本、抄本若しくは

事件に関する証明書の付與を裁判所書記官に求めることができる。但し、当事者が事件の係属中に記録の閲覧又は謄写をするときは、手数料を納付することを要しない。

(旅費、日当及び宿泊料)

第百六十二條 調停委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2 前項の旅費、日当及び宿泊料の額は、政令で定める。

(仲裁判断)

第百六十三條 調停委員会は、当事者の合意があるときは、飲害の賠償に関する争議について民事訴訟法による仲裁判断をすることができ

2 前項の場合には、当事者の指定した調停委員会の属する裁判所は、申立により調停委員会を開かなければならない。

(準用)

第百六十四條 第百六十條から第百六十二條までの規定は、前條の規定による仲裁に準用する。

第四節 地方飲害賠償基準協議会

(設置)

第百六十五條 通商産業局に、地方飲害賠償基準協議会を置く。

(所掌事務)

第百六十六條 地方飲害賠償基準協議会は、通商産業局長の諮問に依りて、第百六十二條第一項の基準に

(組織)

第百六十七條 地方飲害賠償基準協議会は、委員長及び委員十二人以上をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、関係行政機関の職員のうちから、通商産業局長が任命する。

(勤務)
第百六十八條 委員長及び委員は、非常勤とする。

(委員長)
第百六十九條 委員長は、地方鉱害賠償基準協議会の会務を総理する。

(議事の手続等)
第百七十條 この法律に定めるものの外、議事の手続その他地方鉱害賠償基準協議会の運営に關し必要な事項は、通商産業局長が定める。

第七章 異議の申立
(異議の申立)
第百七十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、第百八十七條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、この限りでない。

2 異議の申立は、処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の日から三十日以内、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出して、行わなければならない。

3 正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも、異議の申立をすることができる。

(却下)
第百七十二條 通商産業大臣は、異

議の申立が不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の正本を申立人に交付しなければならない。

(異議の申立と処分の執行)
第百七十三條 異議の申立は、処分の執行を停止しない。但し、通商産業大臣は、処分の執行により生ずることのある償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があるとき、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

2 通商産業大臣は、前項但書の規定による決定をしたときは、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び通商産業局長にその旨を通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

(申立書の副本の送付等)
第百七十四條 通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第百七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立書の副本を処分を行つた通商産業局長に送付しなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定による申立書の副本の送付を受けた日から十日以内に、弁明書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(聴聞の開始)
第百七十五條 通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第百七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立を受理した日

から三十日以内に、聴聞を開始しなければならない。

第百七十六條 通商産業大臣は、聴聞の期日及び場所を定め、異議の申立をした者及び処分を行つた通商産業局長に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(参加)
第百七十七條 異議の申立をした者の外、聴聞に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、通商産業大臣に、利害関係人として参加する旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)
第百七十八條 聴聞に際しては、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び前條の規定により参加した者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べ、機会を與えなければならない。

(決定)
第百七十九條 通商産業大臣は、聴聞の結果及び第百七十四條第二項の弁明書に基づき事案の決定を行う。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の正本を異議の申立をした者、当該処分の相手方及び第百七十七條の規定により参加した者並びに処分を行

つた通商産業局長に送付するとともに、決定の要旨を公示しなければならない。

(手続)
第百八十條 この章に定めるものの外、異議の申立に關する手続は、省令で定める。

第八章 補則
(手数料)
第百八十一條 別表上欄に掲げる者は、それぞれ同表下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(修正又は補充)
第百八十二條 通商産業局長は、鉱業に關する出願、申請及び届出の書面並びに図面が完備していないときは、相當の期限を附してその修正又は補充を命ずることができる。

(立会通知)
第百八十三條 通商産業局長は、鉱業権若しくは租鉱権の設定若しくは変更に關する出願若しくは申請又は鉱区若しくは租鉱区について実地調査の必要があると認めるときは、調査に従事する職員、調査事項、立会場所及び調査日時を指定し、鉱業出願人、租鉱権者となろうとする者、鉱業権者又は租鉱権者に立会を命ずることができ

る。若し調査日時を指定することができないときは、予定期日を定め、確定日時は、調査に従事する職員の指定によることを命じなければならない。

(却下)
第百八十四條 通商産業局長は、左

に掲げる場合においては、鉱業権の設定又は変更に關する出願を却下しなければならない。

一 第二十五條第二項の規定による命令を受けた場合において、同項の規定により指定した期限までに同項の書面を提出しないとき。

二 第二十六條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに同條の設計書を提出しないとき。

三 第百八十二條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに修正又は補充をしないとき。

四 前條の規定による命令を受けた場合において、実地調査に際し出願の区域を明示することができず、又は同條の規定により指定した日時に立会をしないとき。

(不可許可等の理由)
第百八十五條 鉱業権又は租鉱権の設定又は変更の出願又は申請を許可せず、又は認可しない旨の通知には、その理由を附さなければならない。

(鉱区等の調査)
第百八十六條 隣接する鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者その他の利害関係人は、他人の鉱区又は租鉱区について、通商産業局長に、その実地調査を依頼することができ

る。前項の実地調査を依頼しようとする者は、省令で定める手続に従い、申請書に理由書を添えて提出

しなければならない。

3 第一項の実地調査を依頼しようとする者は、調査に要する人夫及び物品を提供しなければならない。

(裁定の申請)

第百八十七條 第十九條第五項の許可若しくはその拒否、第二十一條第一項(第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ)の許可、第三十五條(第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ)に規定する場合に該当することを理由とする不許可、第五十三條(第八十七條において準用する場合を含む)の規定による処分若しくは租税減免の減少の処分若しくは租税減免若しくは租税権の取消、第百六條第一項の許可若しくはその拒否又は第百七條第一項の規定により適用される土地收用法の規定による土地の使用若しくは収用に關する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員會の裁定を申請することができる。但し、第二十一條第一項の許可については、第三十五條の規定に違反することを理由とする場合に限り。

2 前項の規定により土地調整委員會の裁定を申請することができる事項については、土地收用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することができる。

(公示)

第百八十八條 通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨

を公示しなければならない。

(指示)

第百八十九條 通商産業局長は、第二十一條第一項の許可の通知、第二十五條第一項の規定による通知又は第百八十二條若しくは第百八十三條の規定による命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、鉱業出願人若しくは鉱業権者にあつては願書若しくは鉱業原簿に記載された住所の所在地、土地の所有者にあつては探掘出願地の所在地の市役所、町村役場又はこれに準ずるものの掲示場、その通知又は命令の内容を掲示するとともに、その掲示をした旨及びその要旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

(報告及び検査)

第百九十條 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要限度において、鉱業権者若しくは租税権者からその業務の状況に關する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限

は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九章 罰則

第百九十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條の規定に違反した者

二 許偽その他不正の行為により第二十一條第一項の許可を受けた者

2 過失により鉱区外又は租税減免外に侵掘した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第百九十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六十三條第四項(第八十七條において準用する場合を含む)の規定に違反した者

二 第六十四條(第八十七條において準用する場合を含む)の規定に違反して鉱物を探掘した者

三 第百條第二項の規定による命令に違反した者

四 第百二十條の規定による命令に違反して事業を停止しなかつた者

第百九十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六十九條又は第七十條(第八十七條において準用する場合を含む)の規定に違反した者

二 第百二條の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを呈示しなかつた者

三 第百九十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告

をした者

四 第百九十條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百九十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

別表

納付しなければならない者

一 第十八條第二項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者

二 第十九條第二項の規定により探掘権の存続期間の延長の申請をする者

三 第二十一條第一項の規定により鉱業権の設定の出願をする者

四 第三十六條第一項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者

五 第四十二條の規定により鉱業出願人の地位の承継の出願をする者

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 左に掲げる法律は、廃止する。

鉱業法(明治三十八年法律第四十五号)

砂鉱法(明治四十二年法律第十三号)

金	額
一件につき	二千元
一件につき	四千元
一件につき	三千円
一件につき	五千円
一件につき	二千円
一件につき	五百円
一件につき	三千円
一件につき	七百元

試掘権の設定 第四十五條第一項の規定により鉱区の増減の出願をする者	一件につき 二百五十円
試掘権の減少 試掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき 二百円
試掘権の増加又は増加及び減少 試掘鉱区の減少	一件につき 二百八十円
試掘権の減少 試掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき 七百元
試掘権の増加又は増加及び減少 試掘鉱区の減少	一件につき 四千五百円
第五十條第一項又は第二項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をする者	一件につき 四千元
第六十六條第四項の規定により決定の申請をする者	一件につき 千円
第六十七條の規定による届出をする者	一件につき 六百元
第七十六條第四項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき 二千元
第七十七條第一項の規定により租鉱権の設定の認可の申請をする者	一件につき 三千元
第七十八條第一項の規定により租鉱区の増減の申請をする者	一件につき 二千元
租鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき 四五百円
租鉱区の減少	一件につき 三千元
第九十條の規定により決定の申請をする者	一件につき 三千元
第一百一條第一項の規定により土地の立入又は竹木の伐採の許可の申請をする者	一件につき 千円
第六十六條第一項の規定により土地の使用又は収用の許可の申請をする者	一件につき 三千元
第六十八條第一項の規定により実地調査を依頼する者	一件につき 千円

採石法案

採石法

目次

第一章 総則(第一條—第三條)
第二章 採石権(第四條—第三十一條)

第三章 採石業(第三十二條—第三十三條)
第四章 土地の使用(第三十四條—第三十六條)
第五章 異議の申立及び裁定の申請

第六節 採石権(第三十七條—第三十八條)

第七節 罰則(第四十二條—第四十四條)

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによつて公共の福祉の増進に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「岩石」とは、花こう岩、せんだい岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝綠岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそ土、陶石、雲母及びひる石をいう。

(行為の効力)

第三條 この法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、採石権者、岩石の採取の事業(以下「採石業」という)を行う者(以下「採石業者」という)又は土地の所有者その他土地に關して權利を有する者の承継人に對しても、その効力を有する。

第二章 採石権

(内容及び性質)

第四條 採石権者は、設定行為をもつて定めるところに従い、他人の土地において岩石を採取する權利を有する。

2 採石権は、その内容が地上権又

は永小作権による土地の利用を妨げないものに限られ、これらの權利の目的となつてゐる土地にも、設定することが出来る。但し、地上権者又は永小作権者の承諾を得なければならぬ。

(存続期間)

第五條 採石権の存続期間は、設定行為をもつて定めなければならない。

2 前項の存続期間は、二十年以内とする。若し二十年より長い期間をもつて採石権を設定したときは、その存続期間は、二十年に短縮する。

(採石料の増減)

第六條 前條の期間は、更新することとができる。但し、更新の時から二十年をこえることができない。

(土地の返還)

第七條 採石料が岩石の價格の変動又は土地に対する租税その他の公課の増減によつて著しく不相当となつたときは、当事者は、将来に向つてその増減を請求することが出来る。

(土地の返還)

第八條 採石権者は、採石権が消滅したときは、その土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地を返還しなければならない。

(協議)

第九條 採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者は、採石権の設定又は譲受について、省令で定める手続に従い、通商産業局長の許可を受けて、土地の所有者及び土地に關して第三者に對抗することが出来る權利を有する者(以下「權利者」という)又は採石権者に対し協議することが出来る。

2 採石権の消滅後一年以内は、採石権者であつた者は、その採石権が設定されてゐた土地について前項の許可を申請することが出来ない。

(許可の基準)

第十條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、前條第一項の許可をしてはならない。

一 その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港灣、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい、排水施設、公園、墓地、學校、病院、圖書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建築物の敷地であるとき。

二 他にその土地において採石業を行つてゐる者があるとき。

(許可の通知)

第十一條 通商産業局長は、第九條第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を土地の所有者及び權利者その他土地に關して權利を有する者又は採石権者に通知しなければならない。

ばならない。

(決定の申請)

第十二條 採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者は、第九條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないうときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

(申請書の副本の交付等)

第十三條 通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を土地の所有者及び権利者又は採石権者に交付し、且つ、申請の要旨を土地に關して権利を有する者で権利者以外の者に通知しなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定により申請書の副本を交付したときは、直ちに次條第一項又は第二項の規定による処分制限の登記を嘱託しなければならない。

(処分制限)

第十四條 土地の所有者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條若しくは次條第一項の決定若しくは第三十八條第一項の裁定がその効力を失うまで、又は第十二條若しくは次條第一項の決定に基き採石権の設定若しくは土地の所有権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、その土地に新たな権利を設定することが

できない。

2 採石権者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條の決定がその効力を失うまで、又は同條の決定に基き採石権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、採石権を変更し、又は消滅させることができない。

3 第十二條の規定による決定の申請をした者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付があつた後において事業を廃止し、又は変更したときは、その事業の廃止又は変更によつて土地の所有者又は採石権者が受けた損失を補償しなければならない。

(買取)

第十五條 土地の所有者は、採石権が設定されることによつてその土地を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に対し、採石権を設定すべき旨を定める決定をする場合において、これに代えてその土地を買い取るべき旨を定める決定をすべきことを申請することができ

る。土地の一部を買い取ることに

よつて残地を従来用いていた目的に供することができなくなる場合において、その残地についても、同様とする。

2 権利者は、権利が変更されることによつて変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に

対し、決定において権利を変更すべき旨を定める場合においては、これとともにその変更後の権利を買い取るべき旨を定めるべきことを申請することができ

る。通商産業局長は、前二項の規定による申請があつたときは、その旨を採石権の設定を受けようとする者に通知しなければならない。

(決定の基準)

第十六條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしなければならない。

一 第十條第一項各号に掲げる場合

二 その土地における岩石の採取が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとき

三 その土地における岩石の採取が経済的に価値がないとき

四 その土地における岩石の採取が他人の採石業を妨害すると

き。

2 通商産業局長は、採石権を設定すべき旨を定める決定をしようとする場合において、前條第一項の規定による申請があり、且つ、その土地を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、その土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

3 通商産業局長は、決定において権利者の権利を変更すべき旨を定

めようとする場合において、前條第二項の規定による申請があり、且つ、変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、決定においてその変更後の権利を買い取るべき旨を定めなければならない。

4 通商産業局長は、左に掲げる場合でなければ、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならない。

一 採石権者が天災その他避けることができない事由がないのに引き續き二年以上採石業を休止しているとき

めようとする場合において、前條第二項の規定による申請があり、且つ、変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、決定においてその変更後の権利を買い取るべき旨を定めなければならない。

4 通商産業局長は、左に掲げる場合でなければ、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならない。

一 採石権者が天災その他避けることができない事由がないのに引き續き二年以上採石業を休止しているとき

二 採石権者が現に採石業を行つておらず、且つ、六箇月以内に採石業に着手する見込がないとき

(聴聞)

第十七條 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ採石権の設定を受けようとする者又は採石権者を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者又は採石権者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えな

ければならない。

(土地調整委員会の承認)

第十八條 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の承認を得なければならない。

(法定事項)

第十九條 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしなければならない。

一 採石権を設定すべき土地の区域

二 採石権の設定の時期

三 採石権の存続期間

四 採石料並びにその支拂の時期及び方法

五 変更し、又は消滅させるべき権利者の権利及び変更すべき権利者の権利については、その範圍

六 変更後の権利を買い取るべき旨を定めるときは、その買い取るべき変更後の権利、買取の時期、対価並びにその支拂の時期及び方法

七 土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその支拂の時期及び方法

ければならない。

(土地調整委員会の承認)

第十八條 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の承認を得なければならない。

(法定事項)

第十九條 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしなければならない。

一 採石権を設定すべき土地の区域

二 採石権の設定の時期

三 採石権の存続期間

四 採石料並びにその支拂の時期及び方法

五 変更し、又は消滅させるべき権利者の権利及び変更すべき権利者の権利については、その範圍

六 変更後の権利を買い取るべき旨を定めるときは、その買い取るべき変更後の権利、買取の時期、対価並びにその支拂の時期及び方法

七 土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその支拂の時期及び方法

2 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

一 買い取るべき土地の区域

二 土地の買取の時期

三 対価及び権利者その他土地に

開して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその支拂の時期及び方法

四 前項第五号及び第六号に掲げる事項

3 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならぬ。

一 譲り渡すべき採石権の目的となつてゐる土地の所在地及びその範囲

二 採石権の譲渡の時期

三 対価並びにその支拂の時期及び方法

(決定の方法)

第二十条 第十二条又は第十五条第一項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならぬ。

2 通商産業局長は、第十二条又は第十五条第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者又は採石権者に交付しなければならぬ。

(決定の効果)

第二十一条 第十二条又は第十五条第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、採石権の設定を受けようとする者と土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者との間に採石権の設定、土地の買取又は権利者の権利の変更、消滅若しくは買取について、採石権を譲り受けようとする者と採石権者との間に採

石権の譲受について、それぞれ協議がととのつたものとみなす。

(許可の失効)

第二十二條 第九條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわぬ場合において、同項の許可の後六箇月以内に第十二條の規定による決定の申請がなかつたときは、許可は、その効力を失う。

(補償金)

第二十三條 第十九條第一項第七号又は第二項第三号の補償金の額は、左に掲げる損失又は費用に相当するものでなければならぬ。

一 採石権が設定されることによつて土地の所有者が通常受けるべき損失(採石料として支拂われる分を除く)。

二 権利者の権利が変更され、又は消滅せられることによつて権利者が通常受けるべき損失。

三 採石権が設定され、又は土地が買取られ、又は消滅せられることによつて権利者その他土地に關して権利を有する者が通常受けるべき損失。

四 採石権が設定され、土地が買取られ、又は権利者の権利が変更され、又は消滅せられることによつて残地又は変更後の権利の価格が減少し、その他残地又は変更後の権利に關して生ずべき損失。

五 採石権が設定され、土地が買取られ、又は権利者の権利が変更され、又は消滅せられることによつて必要となる道路、みぞ、さく、その他の工作物の新築、改築、増築又は修繕の費用。

(担保の提供)

第二十四條 第十二條の決定に基づき採石権の設定を設けた者が定期に、又は分割して採石料を支拂うべきときは、土地の所有者は、採石権者となつた者に対し、採石料について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。この場合においては、採石権者となつた者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2 土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3 前項の決定があつたときは、採石権者となつた者の承諾があつたものとみなす。

4 第十三條第一項、第十七條及び第二十條の規定は、第二項の決定に準用する。

(供託)

第二十五條 第十二条又は第十五条第一項の決定において権利者の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めた場合において、その権利について先取特権、質権又は抵当権が存するときは、補償金を支拂うべき者は、その補償金を供託しなければならぬ。但し、先取特権者、質権者又は抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、先取特権者、質権者又は抵当権者は、供託金に対して、その権利を行うことができる。

(決定等の失効)

第二十六條 採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者が支拂の時期までに採石料(採石料を定期に、又は分割して支拂うべき分)、補償金又は対価の支拂をしないときは、第九條第一項の許可及び同項の規定による協議、第十二条若しくは第十五條第一項の決定又は第三十八條第一項の裁定は、その効力を失ふ。

うとする者又は採石権を譲り受けようとする者が支拂の時期までに採石料(採石料を定期に、又は分割して支拂うべき分)、補償金又は対価の支拂をしないときは、第九條第一項の許可及び同項の規定による協議、第十二条若しくは第十五條第一項の決定又は第三十八條第一項の裁定は、その効力を失ふ。

2 前項の規定は、土地の所有者若しくは権利者その他土地に關して権利を有する者又は採石権者が損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

(処分の制限の登記のまつ消)

第二十七條 通商産業局長は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定をしたとき、前項第一項の規定により第十二条若しくは第三十八條第一項の決定若しくはその効力を失つた場合において、土地の所有者若しくは採石権者の申請があつたとき、又は第十九條第一項第二号の採石権の設定の時期、同條第二項第二号の土地の買取の時期若しくは同條第三項第二号の採石権の譲渡の時期が到来したときは、第十三條第二項の処分の制限の登記のまつ消を嘱託しなければならぬ。

(存続期間の更新の決定)

第二十八條 採石権者は、土地の所有者と採石権の存続期間の更新に關して協議することができず、又は協議がととのわぬときは、省令で定める手続に従い、存続期間

の満了前三箇月以上六箇月以内、通商産業局長の決定を申請することができる。

第二十九條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定をしてはならない。

一 採石権者が採石料を支拂うべき場合において、その支拂を怠つてゐるとき。

二 採石権者が引続き二年以上採石業を休止したとき。

三 第十六條第一項各号に掲げる場合。

2 通商産業局長は、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定において、更新後の存続期間を定めなければならない。

(準用)

第三十條 第十三條第一項、第十五條第一項及び第三項、第十六條第二項、第十七條、第十八條、第十九條第二項、第二十條、第二十一条、第二十四條並びに第二十六條の規定は、第二十八條の決定に準用する。

(決定に基づく登記)

第三十一條 第十二條の決定による採石権の設定若しくは移転、第十五條第一項の決定による土地の所有権の移転又は第二十八條の決定による採石権の存続期間の更新の登記は、登記権利者だけで申請することができる。

2 第十二条又は第十五條第一項の決定において、土地に關する所有権以外の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めたときは、当該権利の変更の登記又は当該権利

に關する登記のまつ消は、採石権の設定を受けた者又は土地を買取つた者からも、申請することが出来る。

3 前二項の規定による申請書には、補償金（採石権の設定の登記については、補償金及び最初に支拂すべき採石料）の受取証又は供託受領証を添附しなければならぬ。但し、採石権の存続期間の更新の登記の申請書については、この限りでない。

4 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三百三條第二項及び第三百三條ノ二（土地の收用の場合の登記）の規定は、第一項及び第二項の登記に準用する。

5 不動産登記法第五十六條第一項及び第四百六條第一項（利害關係人の承諾書等）の規定は、第二項の登記については、適用しない。

第三章 採石業

第三十二條 採石業者は、採石業に着手したときは、遅滞なく、その採取場の位置及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

2 採石業者は、採石業を休止し、開始し、又は廃止したときは、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

（公益の保護）

第三十三條 通商産業局長は、岩石の採取のための土地の掘さく又は廢石のたい積により公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を

損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に対し、その防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることが出来る。

2 通商産業局長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該採石業者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当該採石業者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、採石業者及び利害關係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

第四章 土地の使用

（使用の目的）

第三十四條 採石業者は、岩石の採取を行う土地又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適當であつて、他の土地をもつて代へることが著しく困難なときは、これを使用的することが出来る。但し、第二号に掲げる目的のため利用する場合においては、その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港灣、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地、建物の敷地、農地又は保安林でないときに限る。

一 鉄道、軌道、索道、道路その他の岩石の運搬用の施設の開設
二 廢石の捨場の設置
（許可及び公告）

第三十五條 採石業者は、前條の規定により他人の土地を使用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、採石業者並びに土地の所有者及び土地に關して権利を有する者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

5 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一 土地を使用しようとする者の氏名又は名称及び住所
二 使用の目的
三 使用しようとする土地の所在地及び区域
（土地收用法の適用）

第三十六條 第三十四條の規定による土地の使用に關しては、この法律に別段の定がある場合を除く

外、土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）の規定を適用する。

2 第三十四條の規定による土地の使用については、前條第一項又は第五項の規定による許可又は公告があつたときは、土地收用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告があつたものとみなす。

第五章 異議の申立及び裁定

（異議の申立）

第三十七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることが出来る。但し、次條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することが出来る事項については、この限りでない。

2 鉱業法（昭和二十五年法律第号）第七章（異議の申立）の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

（裁定の申請）
第三十八條 第十二條の決定（採石権の讓受に係るものを除く）、第十五條第一項（第三十條において準用する場合を含む）の決定、第二十八條の決定、第三十五條第一項の許可若しくはその拒否又は第三十六條第一項の規定により適用される土地收用法の規定による土地の使用に關する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することが出来る。

2 前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することが出来る事項については、土地收用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することが出来ない。

第六章 補則

第三十九條 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（手数料）

納付しなければならない者	金額
一 第九條第一項の規定による許可の申請をする者	一件につき 三千円
二 第十二條の規定による決定の申請をする者	一件につき 三千円
三 第二十八條の規定による決定の申請をする者	一件につき 三千円
四 第三十五條第一項の規定による土地の使用の許可の申請をする者	一件につき 三千円

（公示）
第四十條 通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で

定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

(報告及び検査)

第四十一條 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第四十二條 第三十三條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十一條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為を

したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第六号中「又、賃借権」を「賃借権又ハ採石権」に改める。

3 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第一條に左の一号を加える。

九 採石権

第二百二十七ノ二を第二百二十七條ノ三とし、第二百二十七條ノ二として次の一條を加える。

第二百二十七條ノ二 採石権ノ設定又ハ移転ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ採石権設定ノ範圍及ビ其存続期間ヲ記載シ若シ登記原因ニ採石権ノ内容、採石料及ビ其支拂ノ時期ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

昭和二十五年八月十一日印刷

昭和二十五年八月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所